



平成 27 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 憲 郎
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 コーポレートコミュ ニケーション室長 白 土 朋 之
(TEL. 03-5284-8326)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が平成 26 年 10 月 31 日付「株式会社GW長岡製作所（仮差押え時の商号「株式会社SPC」）に対する本訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示いたしました係争中の訴訟に関しまして、平成 27 年 11 月 6 日付にて、東京地方裁判所より判決の言い渡しがありましたので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 27 年 11 月 6 日

2. 訴訟の概要

- (1) 原 告 株式会社エナリス（当社）
- (2) 被 告 株式会社GW長岡製作所（仮差押え時の商号「株式会社SPC」）
- (3) 訴訟の趣旨 工事請負契約に基づく工事代金（1 億 1048 万 7300 円）の支払い及びこれに対する平成 26 年 5 月 17 日から支払済みの日まで、年 5 % の割合に対する金員の支払い等

3. 判決に至った経緯

当社は、平成 25 年 12 月 17 日、石山ゲートウェイホールディングス株式会社（以下、「ゲートウェイ社」）グループが建設予定の茨城県神栖市木崎所在のバイオディーゼル発電所の発電所新築工事について発注内示（内示書の作成名義はGW電力株式会社）を受け、その後の折衝により、ゲートウェイ社の子会社であった株式会社SPC（当時。現商号「株式会社GW長岡製作所」）と平成 26 年 2 月 1 日付工事請負契約（契約書の名義は「工事請負基本契約書」）を締結しました。

しかしながら、同社が代金を支払わなかったため、仕掛かり中工事の注文主解除により生じた損害賠償請求権を保全するため、同社所有の不動産について東京地方裁判所に不動産仮差押命令の申立を行い、同年 8 月 12 日、同裁判所より不動産仮差押命令の発令を得ました。その後も、同社より任意弁済等の申し出がなかったため、同年 10 月 30 日、東京地方裁判所に訴訟を提起いたしました。

4. 判決の内容

- (1) 被告（株式会社GW長岡製作所）は、原告（当社）に対し、1 億 1048 万 7300 円及びこれに対する平成 26 年 5 月 17 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告（株式会社GW長岡製作所）の負担とする。
- (3) この判決は仮に執行することができる。

上記判決主文は請求の趣旨と同一であり、判決内容は当社の主張及び請求を完全に認容する内容のものであります。

5. 今後の見通し

本判決による当社の平成 27 年 12 月期連結業績への影響は、軽微と見込まれます。なお、本件に関しまして、開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上